

# 令和7年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月5日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 請願 第 2 号	国内の農業を犠牲としないことを求める請願書 (請願審査報告)
日程第 3 陳情 第 3 号	地方財政の充実・強化に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 4 陳情 第 4 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情 (陳情審査報告)
日程第 5 陳情 第 5 号	2025年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 6 発議 第 3 号	豊頃町議会委員会条例の一部改正
日程第 7 発議 第 4 号	豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正
日程第 8	一般質問
日程第 9 意見書案 第 2 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 10 意見書案 第 3 号	国内農業を犠牲としないことを求める意見書
日程第 11 意見書案 第 4 号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 12 意見書案 第 5 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第 13 意見書案 第 6 号	2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第 14	議員の派遣
日程第 15	委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会)
日程第 16	会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 小笠原 玄記 君	2番 後藤 孝夫 君
3番 岩井 明君	5番 藤田 博規 君
6番 大崎 英樹 君	7番 大谷 友則 君
8番 坂口 尚示 君	9番 中村 純也 君

◎欠席議員（1名）

4番 杉野好行君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	按田 武君
副町長	菅原 裕一君
教育長	中川直幸君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊谷雅美君
企画課長	小野直人君
住民課長	加藤さおり君
福祉課長	鎌木政洋君
産業課長	齋藤学君
施設課長	山崎勝巳君
会計管理者	大長根典子君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
総務課参事	江口孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山田良則君
庶務係長	三島佑里奈君

午前10時00分 開議

### ◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
4番杉野好行議員から本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。  
以上です。
- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって1番小笠原玄記議員及び2番後藤孝夫議員を指名します。

### ◎ 請願第2号

- 中村議長 日程第2 請願第2号 国内の農業を犠牲としないことを求める請願書の件を議題とします。  
本件について委員長の報告を求めます。  
岩井産業厚生常任委員長。
- 岩井産業厚生常任委員長 請願審査報告書。  
本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。  
記。  
1、請願受理番号。請願第2号。  
2、付託年月日。令和7年6月3日。  
3、件名。国内の農業を犠牲としないことを求める請願書。  
4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりにより、本町をはじめ北海道の農業者は厳しい経営状況となっていることから食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にある。

こうした中、日米関税交渉において農産物の輸入拡大・関税の削減、検疫措置の緩和などを交渉材料に自動車などの追加関税の撤廃等を求めるることは断じて認められないため、日米関税交渉にあたっては、食料安全保障の観点に立ち国内の農業を犠牲にした交渉は行わないよう国に求めることは、地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第3号

●中村議長 日程第3 陳情第3号 地方財政の充実・強化に関する陳情の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第3号。

2、付託年月日。令和7年6月3日。

3、件名。地方財政の充実・強化に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。現在、地方自治体では、急激な少子・高齢化とともに、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化を図るために、小規模自治体に配慮した地方財政予算を安定的に確保することは必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

## ◎ 陳情第4号

●中村議長 日程第4 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第4号。
- 2、付託年月日。令和7年6月3日。
- 3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。
- 4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。
- 5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、30人以下学級の実現、保護者負担の解消、さらには子どもたちの負担を軽減し学校をゆたかな学びの場とする地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第5号

●中村議長 日程第5 陳情第5号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第5号。
- 2、付託年月日。令和7年6月3日。
- 3、件名。2025年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。
- 4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。
- 5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。

また、北海道の最低賃金は、依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている最低賃金額についても全国平均を下回る答申となっている。

このため、北海道における最低賃金を大幅に引き上げることは、本町の労働者の生活と地域産業の持続性を支える上でも重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 発議第3号

●中村議長　日程第6　発議第3号　豊頃町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

5番藤田博規議員。

●藤田議員　発議第3号。提出者、豊頃町議会議員藤田博規。賛成者、豊頃町議会議員大谷友則、同上岩井明。同上後藤孝夫。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。豊頃町課設置条例（平成30年条例第1号）が改正されたことに伴い、条例中の関係規定を改正するものである。

豊頃町議会委員会条例の一部を改正する条例。

豊頃町議会委員会条例（昭和62年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア、総務政策、住民、産業（町有林に関するものに限る。）及び施設（町営住宅に関するものに限る。）の各課の所管事務に関すること。

第2条第2号アを次のように改める。

ア、福祉、産業（町有林に関するものに除く。）及び施設（町営住宅に関するものを除く。）の各課の所管事務に関すること。

附則として、この条例は令和7年7月1日から施行する。

以上です。

●中村議長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 発議第4号

●中村議長　日程第7　発議第4号　豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

5番藤田博規議員。

●藤田議員　発議第4号。提出者、豊頃町議会議員藤田博規。賛成者、豊頃町議会議員大谷友則、同上岩井明、同上後藤孝夫。

豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、条例中の関係規定の改正を行うとともに、規定の文言等についての所要の整備を行うものであります。

それでは、豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の具体的な改正内容について、順を追って説明します。

はじめに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、第2条第10項中の「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第12条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

次に、文言等の整理のため、第2条第4項中の「。以下」を「。第21条において」に、同条第10項中の「以下」を「第12条第5項において」に改め、第12条第5項中の「及び第30条」を削り、第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めます。

また、同じく文言等の整理のため、第19条第1項中の「議会の保有する」を削り、同条第2項中、第28条第2項中、第33条第3項中、第39条第1項中及び第40条第3項中の「この章において」を削り、第19条第2項中、第32条第2項中及び第39条第2項中の「この章及び第49条において」を削り、第48条中「第4章」を「前章」に改め、第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えます。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行すると規定しております。

以上です。

●中村議長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討論なし )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 一般質問

●中村議長 日程第8 一般質問を行います。

通告順により1項目ごとに発言を許します。

通告順1、1番小笠原玄記議員、ご登壇願います。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 1番小笠原です。

通告に従い、町長2期目の政策について1項目5点質問いたします。

(1) インフレ下での各種助成金の見直しについて。

町長は、子育て世代の経済的負担軽減の一層の充実を公約の一つとして掲げています。

国においては令和6年10月から児童手当が拡充され、高校生も対象となったほか、今年度からは高等学校等就学助成金の所得制限が撤廃となり、さらに来年度には私立高校助成額の所得制限撤廃も予定されており、高校生の保護者にとっては教育費負担の軽減が見込まれております。

しかし、現在、物価が急速に高騰しており、この軽減以上の影響があると考えられます。総務省統計局発表の消費者物価指数を見ると、令和2年を100とした場合、町長1期目の任期間で見ると、令和3年が99.8であったのに対し、令和7年4月は111.5と、11.7ポイント上昇しております。

また、通勤通学の面においても、公共交通が本年相次いで値上げしています。JR北海道は本年4月1日から5年ぶりの運賃改定を行い、豊頃、池田駅間の高校生通学定期1か月分は690円、8.6パーセント値上げして8,690円。豊頃、帯広駅間は1,350円、11.7パーセント値上げとなり、1万2,810円となりました。

また、管内大手バス会社も6月2日に29年ぶりの運賃改定を行い、平均14.5ペーセント値上げとなつたと新聞報道もありました。

このような状況を踏まえると、現在、町が設けている各種助成金について、現状のインフレ、家計負担状況に対応した見直しが喫緊の課題であると考えます。

子育て世代については、高等学校就学助成金や小中学生の修学旅行交付金、保育所通所支援金のほか、現役世代においては町外通勤助成制度、高齢者世代にあっては福祉灯油券の給付量を見直し、地域活動においては協働のまちづくり地域提案支援事業交付金など、物価高騰の対象となり生活や学業に必須と考えられる消費活動に関連した町の助成は多岐にわたっています。

今後、これら助成金額の見直しを含めた具体的な対応について伺います。

#### （2）産業振興について。

農林水産業、商工建設業など、町における基幹産業について事業継承ができる家族がないことなどから、事業継続を断念するケースが今後ますます増加し、特に農業においては、その離農者の耕作面積を他の事業者が担いきれず、また、地域における基盤整備活動が満足に行えなくなる可能性が増えることから、これまで本議会で議論されてきた後継者対策に加え、第三者継承を含めた担い手対策が必要となっている局面と考えます。

これは、人口減少抑制や産業規模の維持という面でも、町において税収の確保や地方交付税減少の抑制という意味では、非常に重要であると考えます。

担い手確保については、各産業団体でも様々な施策を打ち、各種研修やサポート体制を整えていますが、近年、近隣自治体では、地域おこし協力隊制度を活用した基幹産業の担い手、後継者確保を行っているところも増えています。

町としてこのような制度を活用する考えはありますか。また、近隣自治体の新規産業創出や誘致活動の動向を踏まえた、我が町における空き地や遊休施設活用についての考えも伺います。

#### （3）茂岩地区商店街について。

豊頃町の中心である茂岩地区商店街において、町長1期目の任期中には、新しい店舗が複数開店した一方、閉店した店舗も複数ありました。消防庁舎移設を含めた商店街の再構築については、町長2期目の肝となるものと考えられます。

今後の商工会との連携体制や本地区における公共施設のこれまでの評価及び今後の活用について、持続的な商店街発展に向けた町の助成、サポート体制についての、町長2期目における具体的な対策を伺います。

#### （4）町長の広聴体制について。

広聴については、各種団体会合や行政区長会議、生涯教室における町長による講話

など幅広く意見を聞き入れている機会が多いと思いますが、2期連続で無投票となつたなど、積極的に広聴をする必要性がない環境も相まって、現役世代や子育て世代などに対する広聴機会が少なく感じています。

子育て世代、とりわけ母親の参加が多い赤ちゃん広場やわんぱく広場などの視察を兼ねた広聴や、他町の首長が実施している一般町民向けの町長による町政懇談会の開催などを行う考えはあるか伺います。

#### （5）地域自主防災組織について。

今期の政策発表報道において、防災対策として地域自主防災組織の立ち上げを全行政区で目指すとの記事がありました。

これには、今年度から開始した地域担当職員制度を活用するとの考えですが、この制度をどのように活用していくのか、町長の考え方を伺います。

以上、よろしくお願ひします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目のインフレ下での各種助成金の見直しについてです。

議員もご承知のとおり、私、子育て世代の経済的負担の軽減の一層の充実を公約として掲げています。人口減少対策が喫緊の課題とされる今日、安心して子育てができる環境を整えることが、選ばれる自治体としての重要なファクターになってくると思っております。

このようなことから、本町では私の就任以前から各種助成制度を設けて支援を続けておりますが、昨今の物価上昇が日々の生活に大きな影響を与えていることは、私自身、町民の皆さんとの声を通じて強く実感しているところです。

議員ご指摘の高等学校就学助成金や修学旅行交付金、保育所通所支援金ですか、ほかにも高校までの医療費無償化などもございますけれども、そういったものが子育て世代の経済的負担の軽減策としての機能を一定程度果たしているものと捉えています。

また、福祉灯油等についても、交付対象となる高齢者の経済的負担に効果があるものと思っております。

これらの支援は、社会情勢を踏まえて柔軟に対応していく必要性は感じております、実情を踏まえての助成ですとか金額の検討を進めてまいりたいと思っています。

なお、そのほかにも様々な助成制度や支援事業がございますが、それぞれ目的を持っているものでございます。先ほどの議員の発言にもありました町外通勤助成は移住・定住対策を目的としたもので、また、協働のまちづくり地域提案支援事業につきましては、地域住民による自主的な活動を支援する制度でございまして、経済的支援

を目的としたものではないと考えております。

ただし、それぞれが根拠を持って助成金の額を算出しているものですから、一定の期間が経過した後は、実情を踏まえて、しっかりと見直す必要があると思っております。

今後、財源は限られておりますので、どこにどれだけ配分するのかなど、関係各位と協議し、実情を踏まえて、よりよい支援が可能となるよう取り進めてまいりたいと思っています。

次に、2番目にありました産業振興についてです。

本町の基幹産業等の後継者、事業継承等に係る課題につきましては、議員ご質問のとおり大きな課題であることは認識しているところですけれども、地域おこし協力隊については平成31年度から令和5年度までの5年間で、活動地域と同一地町村に定住した協力隊のうち約15パーセントの隊員が一次産業に就業若しくは起業していることが総務省の調査結果として公表されておりまして、協力隊にとって一次産業が職業として選択肢になり得るということも私は理解しております。

昨今、全国的にも地域おこし協力隊員の数は増加し続けております。令和6年度、全国で7,910名、十勝管内でも17町村で123名の協力隊員が活動しています。本町においても、現在、2名の協力隊員が町内で起業に向けて準備を進めているところです。

町といたしましても、協力隊の募集に関しては、これまで飲食業や小売業を中心とした新規起業者や商工業及び観光業の振興のための人材、ふるさと納税などの業務に携わっていただける方を中心に募集してきたという経過がございますが、今後、首都圏での協力隊の募集フェアなどに参加した際には、先ほどありました一次産業の担い手、後継者対策も募集の一つとして、希望される方の意向を組み入れていきたいと考えております。

また、空き地・遊休施設を活用した産業の誘致につきましては、令和6年12月に策定いたしました第2期豊頃町空家等対策計画の基本的な施策において、町内の未利用となっている空き地、空き家を活用した地域産業の活性化及び企業誘致、創業支援などを定めていますことから、地域住民や各産業団体そして自然環境など、本町への影響を十分に検証しながら、持続的な雇用創出や経済波及を図るため、立地や資源、デジタル技術その他外部人材など、あらゆる可能性にチャレンジしながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に3番目にありました茂岩地区商店街の再構築についてです。

議員がおっしゃるとおり、商店街の再生につきましては、地域のニーズや特性を踏まえた考え方を取りまとめ、商工会と連携し、地域資源を活用したコンパクトな商店

街の再生に取り組むこととして、私の公約にも掲げる大きなものとなっています。

商店街の衰退は、町民の生活に影響を与えるだけでなく、町の存続に関わる重要な課題と捉えておりまして、空き店舗や後継者問題など課題を整理するとともに、再生方法など、商工会だけでなく広く意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

議論の方向性や考え方によっては、空き店舗対策だけではなく、周辺の土地利用についても考慮する必要がございますけれども、基本的には町が主導するのではなく、一緒に作り上げていくことが望ましい形であると考えています。まずはこれからといったところでございますけれども、迅速に物事を進めてまいりたいと思っております。

また、茂岩地区の公共施設についての評価、今後の活用等については、地域経済の活性化や観光振興等の推進を支援するということから、まちなか活性化拠点施設「ココロコテラス」がございます。議員ご承知のとおり、ふるさと納税事務や互産互生事業、店舗販売、宿泊事業などを展開しております。

店舗の小売については、ギャラリーの利用も併用しながら、来客数及び販売数は年々伸びており、宿泊もコロナ収束後は年間おおむね200泊弱と、一定程度、町内外から利用や経済効果があるものと感じています。

今後は、茂岩地区商店街の再構築に向けて構想や計画を詰めていく中で、施設と現在の事業展開の在り方を含め、将来に向けてブラッシュアップをしてまいりたいと考えています。

次に、四つ目の町長の広聴体制についてであります。

町政を進める上で、町民の皆さんとの声を聞くことは非常に大切であると捉えています。私の政策スローガンであります「皆が主役 一人ひとりが大切」も、当然のことながら、このことから成り立っています。

議員からお話をありました赤ちゃん広場やわんぱく広場への視察は、ぜひしたいと思っています。その中で、親御さんからお話を聞くことは大切であると思いますが、その機会が頻回になってしまふと、やはり立場上、ご迷惑をおかけする場合もあるかと思っています。

私が行って場の雰囲気を壊してはいけないというふうに思っていますし、子育て中の親御さんが自由に参加して、日頃の子育ての悩みや育児に関する不安などを相談したり、ほかの親御さんと交流したりする場でありますので、そこへ行って、子育て世代の声を的確に受け止めるることは重要であると思っておりますけれども、やり方をしっかりと考えて対応していきたいと思います。

また、町政懇談会的な町民との対話をする機会の重要性も理解をしております。ただ、その一方で、やっても参加者がなかなか限られるということがこれまでござい

ました。一定日時に一堂に会してという形では、なかなかその声を的確に把握することに限界があるのではないかと思っています。

そういったこともありますて、「暮らしの中で声を聞く」という姿勢で、出会った方とできる限り会話をし、その中でその方のお考えやお困り事、そして地域での様子などを聞き取ることを心がけております。

様々なニーズが世代にあるとは感じております。選挙時だけ格好のいいことを言うのではなくて、しっかりと行動に移すよう心がけていきたいと思っています。

5番目の自主防災組織についてであります。

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、地域住民が組織の結成に合意して、規約、計画、組織そして活動内容を定め、自主的に結成する組織です。

災害対応には「自助・共助・公助」の考え方のもと、大規模災害発生時は行政による公助だけでは限界があります。自分の身は自分で守る「自助」とともに普段から関わりのある方々が協力しながら、情報の収集や伝達、そして被災された方を救護するなどの共助の考え方に基づく組織が、この自主防災組織となります。

平常時から防災知識を得ることや訓練を行うことで、災害発生時における被害の軽減につながるという重要な役割を果たすものです。

自主防災組織は、現在、町内で6組織、大津、牛首別、茂岩五区、茂岩六区、豊頃二区、中央三区で設立されています。それぞれの組織において、避難訓練や防災講話、防災拠点の視察、有事を想定した情報伝達などの活動を行っています。

また、地域担当職員が計画や企画の作成などを支援することで、自主防災組織の設立に向けた取組を進めるとともに、組織の設立後にはそれぞれの組織で実施する防災活動について資料の提供や訓練の実施などの補助を行ってまいります。

自主防災組織は行政区ごとに設立するとは限りません。広域的な括りで組織されてもよいということになっています。近隣行政区との合同による組織設立という方法もございます。

地域との話し合いの中で決めていくことですけれども、地域の実情に柔軟に対応しつつ、町内全域での組織設立に向けた取組を今後も進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今いただいた回答をもとに再質問させていただきたいと思いますが、まず（1）の各種助成金の見直しについてのところです。

こちらについては、諸々、実情を踏まえたところで判断していくという回答があり

ましたけれども、それぞれの助成金の金額の算定のところには根拠があるという話も伺いました。

今回、特に話題にしたいところは高校の通学助成、町外の通勤助成、修学旅行の交付金についてですが、例えば、高等学校等就学助成と町外通勤者助成は平成22年と平成23年にそれぞれ条例が制定されまして、最初は月額5,000円という金額からはじまり、高校の就学助成が平成29年に2,000円アップ、町外通勤助成は平成28年に条例改正されて2,000円アップしたという経緯が過去の会議録を見たときに分かったのですが、この制定当時の5,000円の根拠は、過去の会議録を見ますと、最寄りの高校までの列車での通学定期の1か月の料金だと思うのですけれども、当時6,000円弱だったという記録がありました。こちらが理由で当時は5,000円ということで、おそらく町外通勤の助成も金額の根拠について言及は特になかったのですが、同じ理由だったのかなと捉えております。

まず、この金額の算定根拠について、今、月額7,000円ということですけれども、現状の7,000円が適当であるかどうかの根拠というのは当時と変わっていないのか、担当課に伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 数値についてご答弁申し上げます。

町外通勤につきましては、議員がおっしゃるとおり制度当初月額5,000円ということでスタートいたしました。

平成28年の条例改正のときに、就業日数の要件を10日から15日に、1.5倍に伸ばしたところであります。

そのため、5,000円だった月額を、就業日数が伸びたため通勤日数が増えるということで、その1.5倍、端数は削りまして7,000円と定めたところであります。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 町外通勤については理解したところでありますが、高校就学助成の算定根拠は当時と変わらず、最寄りの高校までの定期代が根拠になっているのか伺います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 私からご答弁申し上げます。

高校の就学助成につきましては、近隣の池田町までの月額の通学定期代が根拠になっているところで、当初については5,000円、議員のおっしゃるとおり、平成29年から2,000円アップの7,000円に条例改正しているところです。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今、通勤助成と高校の就学助成についての根拠は伺いましたけれども、町外通勤は対象の勤務日数を伸ばしたことによる増加ということで、単純に物価高騰等の影響ではなかったと理解しましたが、高校就学助成については、金額を上げたこのときも恐らく物価高騰ですとか運賃の上昇があったのではないかと推察しますけれども、先ほど説明したとおり、実際、本年4月1日にJRの運賃が増額改正され、基本的には最寄りの駅までの運賃が算定根拠ですけれども、ほかにもバス会社等の値上がりがあった中で、最寄りの高校までの1か月の通学定期代が、今、8,690円まで上がったということを考えると、ここについては現状の7,000円から算定の見直しが必要になるのではないかなと思いますけれども、そちらについてはいかがでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど答弁したとおりでございます。

負担軽減に効果があるのではないかということですから、そこは実情をしっかりと把握しながら対応していくのが常ではないのかと思っています。

あくまでも負担軽減ですから、今までいろいろな声が上がってきています、検討することもございました。

今のところ7,000円を補助していく中で、特段、保護者等から「何とかしてほしい」とか「上げてほしい」という話はなかなか来ていないのではないかと思っています。必要性は感じていますので、そういう声があれば、しっかりと対応していくというのが普通ではないかと思っています。

ただ、あくまでも考え方としては、一番近い高校ということですけれども、帯広市内に通っている子どももそうですし、札幌でも、道外でも、はたまた海外に行っている子まで対象に助成しています。

その範囲もその時々で拡大しながら、できる範疇で、できる限り保護者の負担を軽減するというところを第一に考えてやらせていただいているので、その辺も考慮しながら、今後、実情で見直していくことも考えられると思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 先ほど町長がおっしゃったとおり、下宿生ですとか、道外、海外の高校生に対しても平等に助成している自治体というのが、私も調べたのですけれども、意外と少なくて、後で数字は出したいと思うのですけれど、北海道の全自治体でも非常に少ないというところで、豊頃は逆に恵まれた自治体なのかなというふうに捉えております。

昔から高校がないということもありますし、基本的に皆さん中学校を卒業された

ら、町外の高校に通学されるというところでございますけれども、やはり、昨今の運賃の値上げですか、バスの減便等で通学のハードルが年々上がっているのかなと思っておりますけれども、最近の高校生の通学状況や下宿生がどれくらいいるのかといったところも恐らく今後の就学助成の制度設計には必要なデータとなってくるかと思うのですけれども、下宿状況や下宿にかかる費用、あとは通学の費用など、そういった実態調査等について教育委員会で行っているのか伺います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 私からご答弁申し上げます。

下宿生の状況といった部分については、現在のところ把握しているものはございません。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 この実態調査も今後の制度設計の上では必要になってくるのかなと思いますので、お願いしたいと思っております。

かなりの生徒さんが主に帯広市の方に通学されていると見受けられますけれども、その中でも恐らく下宿をしている方も相当な数に上っていると考えられます。

下宿についてひと月にどれくらいかかっているのかをインターネットで調べたり、近隣の高校生の保護者にも聞いたりしたのですけれども、冬、夏等で当然料金が変わってきますけれども、月額少なくとも7万円くらいは光熱費等も含めると、当然、食事代などもかかるというところで、下宿させることに対する保護者の負担が相当なものであるというところも、実情として、これは昔からそうだったのかもしれないですけれども、あるわけだと思います。

下宿する生徒に対して、北海道では、閉校になった、高校がなくなってしまった自治体に住んでいる生徒の保護者に対しては、5年間という時限的なものではありますけれども、下宿費を2万5,000円上限として補助するような制度もありますけれども、例えばこれを豊頃町で下宿する生徒さんの家庭に補助するとなつた場合、かなりの金額を出すことにはなると思うのですけれども、そういったところの実現性についてはどのように考えているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 どうしても通学ですか、そういうところの形態、朝早く帯広に通う子もいれば、部活動ですかいろいろな絡みがあって下宿せざるを得なくて、場合によつては町外のアパートに親まで行って子を養っていることもありますけれども、いろいろな実情、それから親の考え方とか子どもの状況を含めての対応というものがあるのかなと思っています。

それらをひとつくりにしながら、「これにはこう」「あれにはこれ」「これにはこ

う」というような、それぞれへの対策というのはなかなか難しいところではないのかと思思います。

子どもが減ってきて、ここに住んでもらいながら生み育てていくためにはどうするのかという話の中での支援の対策ですから、当然、きめ細かくやつたらいいのではないかというお話もありますけれども、ただ、財源も実際限られることですし、月7万、8万かかる下宿代に対しどれだけ出せるのかというところもあります。全体的な均衡もあります。

先ほど言ったように、親の考え方、子どもの活動の仕方で、生活状態も変わってくるところに、一つずつ町が対応してあげなければいけないというところは、なかなか難しいことでもあるのかなと思っています。

そういうことになれば、今、子育て世代に対してたくさん支援をしている部分の中でも、やはり財源的な部分をどこにどう持っていくかというところを考え直しながら、できるだけ町の負担も考えながら、やっていかなければいけないということになっていきますので、早急にこういった考え方を進めていくのは、非常に難しいことではないかと私自身考えているところです。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 私も下宿生等に対して上乗せ補助と言いますか、そういった形をするのはやはり難しいかと思っております。

私もちよっと調べたのですけれども、高校がない自治体というのが、今、北海道の中ですと全部で55自治体あるということが、令和4年度の北海道教育委員会の資料であったのですけれども、その中で通学以外に下宿をする場合、豊頃町も同様ですけれども、家庭の経済状況を問わない就学助成を行っている自治体というのは、文献等がなかつたので漏れがあるかもしれないのですけれども、豊頃町も含めて僅か13自治体くらいしかなかつたということで、恐らくここに関して潤沢に予算を削くのは、各自治体も難儀しているのかなという印象でございます。

そして、北海道では今、高校がなくなる自治体の数がどんどん増加の一途をたどっています、23年前は、高校がない自治体の割合は15.1パーセントだったのですが、令和4年度は30.7パーセントと約2倍になって、今はもう3つに1つの自治体で高校がないような状況です。北海道の考え方としても、高校がない自治体に対してどういったサポートをするかというのは、今後、必要になるのかなと思っております。どこの自治体でも言われていることではあると思うのですが、高校がなくなつたことによって、保護者世帯に負担が来て、最終的にその保護者世帯がその自治体からいなくなってしまうというような影響が出てきているというニュース等も見られるわけです。

そこで、本議会においても、過去には平成24年から28年にかけて、先ほど述べた北海道の援助制度は5年間の縛りがあるという話と、もともと高校が存在しない町村は対象になつてないということでしたので、それらを制度の対象とするよう意見書を出していたのですが、結局のところ、今、その制度は変わっていないというのが実情であります。

こういった現状を踏まえまして、豊頃町だけでなく、十勝管内も高校がない自治体は増えてきています。あと、管外でそういった自治体も多くあります。

周辺の状況等もありますけれども、こういった自治体で連携等をして、均等な学習機会の提供ですとか、保護者世帯の負担の軽減という意味で、道に要請等も行っていくことが必要だと思いますけれども、過去にそういうような要請をやっていたのか、今後、こういう要請をやっていくのか、その考えについて町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 そういう要請をやった実態は、これまでないというように把握しています。

議員がおっしゃる形を考えたときに、やはり町村会ですかそういったところで、高校のない自治体の保護者世帯がきちんと支援を受けられるような制度の要請・要望というのは、やれないこともないかなと思っていますし、新聞紙上などで、高校の配置の適正化という中で学級数や窓口が狭められているとか、いろいろなことが今言われていますけれども、こういった論議の中で、やはり高校のない自治体も出てくるのではないかと思っていますから、きちんと注視しながら対応していきたいと思っています。

ただ、はっきり言って、北海道に支援を簡単に求めようと思っても、搖すっても、なかなか出てこないのが現状だと思っていますし、やれるのであればもう既にやっているところではないかと思います。やってくれないから、こういう形で各自治体が財源的に苦慮しながら、それぞれ特性に合った形で支援策をやっているというところもあると思いますから、その辺もご理解いただきながら、今後の対策含めてそういった事象があればしっかりと対応していきたいと思っています。

以上です。

●中村議長 11時15分まで休憩します。

午前11時03分 休憩  
午前11時15分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を進めます。

一般質問を続けます。

小笠原議員。

●小笠原議員 それでは、小中学校の修学旅行の交付金に話題を移したいと思うのですけれども、一昨日の日経新聞に「修学旅行 節約と工夫は限界」という記事が出ておりました。

やはり物価高騰で旅費交通費等も非常に値上がりしている中、修学旅行費も非常に逼迫しているのではないかと想像しております。

値段が上がる中で、教育委員会ですか小中学校、旅行会社など、それぞれ予定を削減するなどいろいろな工夫されておると思うのですけれども、今の修学旅行の現状について、あとは保護者からの負担等について何か意見等は来ているのか伺います。

●中村議長 森教育課長。

●森教育課長 私から答弁させていただきます。

町内の小中学校の修学旅行ですけれども、小学校につきましては、1泊2日で行われております。中学校については2泊3日の日程で行われております。

1人当たりの予算ですが、大体小学校で3万円前後、中学校で7万円から8万円の予算で、毎回、学校で計画を立てております。

町から修学旅行交付金ということで、小学校に対しては1万円、中学校については2万円、その差額分が保護者の負担ということになります。

ここ5年くらい、コロナも挟んで物価高騰もありますが、現状については議員のおっしゃるとおり、貸切りバスの料金ですかホテル宿泊代が高騰してございます。

ただ、そこは、主に中学校ですが、例えば添乗員が今までついていたのを取りやめるですか行程内容の見直し、あと今年度については一部、町有バスで対応したことによって、保護者の負担は現状変えずに進んでいる状況です。

ただし、それに関しても今後はちょっと限界があるかなというところで、検討していかなければならぬ認識は持っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 やはり記事のとおり、我が町においても工夫の限界が来ているのかなという、今、説明がありましたけれども、これ以上、交通費や宿泊代が上がる可能性もあるわけだと思うのですけれども、そういったところで、もう町で予算を抑える努力、工夫ができないとなった場合は、保護者の方にこれまで払っていた代金が転嫁されていくのか。それとも、旅行代金が上がることによって、現状の交付金の金額を上げていくのか。そういう方向性については、どのように考えているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 物価が上昇し、現状の制度の中でこれ以上対応していくのはなかなか難しいという話を担当課長がしたのではないかと思います。

そういう状況を踏まえると、やはりかかる経費に対してもう少し支援をしていかなければいけないかなというところは私も感じています。

管内では修学旅行費を無料にしているところがあるなどいろいろございますが、基本はしっかりと保護者が負担をしながら対応していくというのが本分ではないかと思っています。

そこに町としてどれだけの支援を手厚くできるのかというところなのかなと考えておりますから、そこは今後の経済状況、物価の上昇等を踏まえて、担当課と協議しながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 いずれにしても、物価が上がって、費用が上がって、修学旅行の代金が高くなつたことによって「そんなに高いなら行きません」というようなことがないように、しっかりと配慮しつつ今後も助成を行っていただきたいと思います。

それでは次の項目について再質問させていただきます。産業振興のところです。

先ほどの町長の答弁に、国のデータで地域おこし協力隊の卒業生の15パーセントが一次産業に従事しているという回答がございました。

間口を広げるという意味で、町の地域おこし協力隊を活用した第三者承継というのが非常に有効なのかなと思いました。

例えば農業ですと、農業公社ですかといった関係団体が農業者の事業承継を担うなど、ほかの産業についても同様の形で体制が整っているのかなと思いますけれども、いろいろな入り口を増やすというのが非常に重要なのかなと思っております。これは農業だけでなく、商工業、全て必要なのかなと思います。

事業承継等を想定した場合、重要になってくるのが、事業を譲りたいですか、今後、事業を高齢、後継者がいないということで畳まざるを得ない、ただ、事業をそのまま潰すのはもったいないと思っている方もいると思います。そういうところの意向の把握は、各産業団体はされていると伺いますけれども、こういった情報を町としてもやはり持っておかないと、地域おこし協力隊をいざ募集しようとなったときも、募集で人は来たけれども、そのポストがなかったというような場合も起こり得ると思います。

そういう情報連携については現状どうなのかというところと、今後の対応について伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、そういう希望をされる方がいてもこちらに情報がなければ、なかなか提供できずに次のまちに行ってしまうということになるか

と思います。

現状としては、それぞれ産業団体含めて、そういう情報を取りまとめているところは今のところないのかなと思っていますから、ここは議員ご指摘のとおり、今後は、一次産業、二次産業、三次産業含めて、しっかりとその辺を各団体と連携を密にしながら、うちも先ほど言ったとおり、首都圏に行って募集する中で、聞かれても何もないというのでは話になりませんから、そういったところもしっかりと取りまとめながら進めてまいりたいと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 では、この質問項目の中から、産業誘致についても再質問させていただきたいと思います。

産業誘致についてですけれども、少し昔の報道になってしまいますが、今年1月の報道で、十勝では、近年、隣町の大樹町をはじめ、宇宙産業の誘致が活発なことは皆様ご承知のとおりかと思いますけれども、振興局で宇宙関連産業の企業誘致に向けた候補地として管内の土地ですとか、建物のリストを作成したという報道がありまして、当議会でいろいろ議論されています、現在、実証試験中の旧グループホームですかココロコテラスのサテライトオフィスなどが載るのかなと思っていたのですが、豊頃町の施設の名前がなかったことは、個人的に非常に残念な報道でした。

こういった新規の誘致等について、振興局の聞き取りに対して町の回答状況はどうだったのか伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 私から答弁申し上げます。

議員からご質問がありました振興局の調査による宇宙関連産業の候補地としての情報集約ということで、確かに令和6年1月に振興局から調査がありました。

現在、載っているのは事業用地の候補地として10市町村、オフィス等建物の候補地として出しているのが6町村ということで、管内では5町村ほど出していない町村もございます。

担当課といたしましては、旧グループホーム、サテライトオフィス等がございますが、旧グループホームにつきましては、現在、まだ町外の企業との継続協議中ということもありますし、またサテライトオフィスにつきましても、どの規模で入ってくるのか、どんな状態を向こうが望んでいるのかなど、そういう情報が一切なかったため、ただ空いているところがありますかというのみの調査だったため、本町ではその辺の真意が分からなかったこともあります。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 聞き取りに対して、特に要件定義がないという非常にあやふやな状態だったので、回答するほうも非常に困ったというようなことかなと思いますけれども、こういったところ恐らくありますよと言って問い合わせが来たら、そこで具体的な条件を詰めるというのが、こういう誘致は多いのかと思いますので、まず名前を出すというところが、個人的には非常に大事だったのかなと思います。

また、4月に、私、ほかの団体で大樹町の視察に行ったのですけれども、企業を誘致するにあたって、町内だけではなかなかオフィスの用地ですとか土地が足りないような現状も聞きましたので、豊頃も隣町ですし、アクセスも含めたら国道等もありますので、そこはチャンスかなと思いますので、そういった情報についてはアンテナを張って、今後の事業に、誘致活動等もしチャンスがあれば積極的に掴んでいただきたいと思います。

次の質間に移りますけれども、茂岩商店街の再構築について再質問をさせていただきます。

町長の答弁でも、今後の再構築については、まずコンパクトにやるということでした。改めて確認になってしまふかもしれないのですけれども、コンパクトにやるということは、現状の建物等を利活用して、なるべく新規の施設などを建てない形で構築していくということでよろしいでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、商店街を広げても、なかなかお金もかかりますし、今後どうしていくのかという話になりますから、キュッと縮めた形ということあります。

ただ、空き店舗もどうしても店舗兼住宅になっているところがうちの場合は多いわけです。そういう中で考えると、この店舗を借りたいから出て行ってくださいという話も、なかなかそうはならないところなのかなと思っています。

そのほか使われていないところも、今まで何度も所有者の方に聞きましたが、なかなか首を縊に振ってくれないというところもあり、いろいろ対策を練らなければならないというところもありますけれども、そのように考えますと商店街の中にも空き地はございます。

中心ということになりますから、やはり役場を中心として、今、消防署庁舎の建て替えもありますので、そういうところも含めたゾーンの形成も考えていかなければならぬと思っていますから、空き地の土地利用を含めて考えながら、しかるべき状況であれば、また議会にいろいろなことを提案させていただき、ご審議いただくこともあるかなと思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 空き地の活用も含めた中心街の計画という話がありましたけれども、現在、町において町有施設等についての個別施設計画など、そういった施設についての計画等はあるかなと思うのですけれども、町有施設の機能等を考えた中心街のマスタープランみたいなものはあるのでしょうか。

また、今後、町有施設についても、町が「この町有施設はどういった建てつけのものですよ」というような「どういった施設ですよ」というのは指定していると思うのですけれども、そういったところについてある程度商工会に提示しつつ、協働して商店街の再構築を考えていくことが必要になると思うのですけれども、そういった公共施設、町有施設についての中心街のマスタープランは、どのように考えているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 マスタープラン的なものを持ち合わせていないといいますか、今までそういう話はしたことがないのかなと思っております。

あとは、公共施設をどう結びつけていくかというようなことになると思います。コロコテラスは今の形で機能していますから、そのほか考えると、はるにれ友遊館ですとか、はたまた役場庁舎もそうですし、いろいろなところがあると思うのですが、とりあえず使える場所は、今現在の状況からどういった使い方ができるのかというところは、今後、詰めていく中でしっかりと皆さん 의견を聞きながら、どういった形にしていくのがいいのかを考えていかなければいけないと思います。

ただ、補助をもらったり、交付金をもらったりして整備している施設もそれぞれございますから、そういうところは目的が外れると、どうしても適化法の関係で補助金の返還ですか、いろいろな問題が出てきますから、そういうところもしっかりとと考えながらやらなければいけないと思っています。

いずれにせよこれから進めていく商店街の再生、再構築という中の一つのパッケージで、全体的なことを考えていきたいと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 トータルの考え方については理解できたところあります。

ちょっと個別の施設の話になってしまふと思うのですが、現状のところ、先ほど町長の答弁で、まちなか活性化拠点施設の宿泊施設のところで、200泊弱の宿泊実績があるという話があったのですけれども、この200泊というのは延べの泊数なのか、それとも単純に稼働日数が365日のうち200日の宿泊があったと考えてよろしいでしょうか。確認させていただきます。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 延べの宿泊数になります。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 延べということであったので、恐らく実際の稼働していた日数はそれよりも少ないのでと推察されますけれども、あくまでこの施設の所有は豊頃町だと思うのですけれども、こういったところをさらに稼働、活性化させていくということも、ココロコテラスに限らず必要なのかなと思っております。

例えばこういったところの稼働や活性化のために、今ある機能は現存させて、例えば宿泊施設ですと、あそこは簡易宿所ですので、結構、札幌等にも簡易宿所がいろいろありますけれども、そういったところはダイニングバーなどの飲食店機能を併設させたようなところもあるわけです。

そういったところで、町内には飲食店がないというような話等も聞きますし、これは誰か特定の業者が入るとかという話ではまだ全然ないですけれども、そういった現在ある機能に加えて、より活性化させるために新しい機能を付加させるというようなことも今後の考え方では必要になるかなと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 まさに議員の考えていらっしゃる今言われたことが、今後、必要になってくると思います。

ただスペースだけあっても、借りてくださいではなかなかそうはいかないというところを、どう魅力的に、外から来る方に使っていただけるような施設にできるのかというところを、しっかりとと考えていきながらやっていかないといけない。

そういった意味で、現状のままではこれ以上の発展性は全くないですから、しっかりと全体的な話の中で考えながら、それから今現状でもこういった施設がありますよというのが全く周知されていないから、分からなくて使ってもらえないということもありますよね。

大体使っている人というのは1回使って、リピーターの人がまた来ているということで、新規の方がバンバン来ているわけでもないです。

そういった意味では、今回、補正をさせていただいた、観光客が二次元コードを読み込んで検索できるシステムというのもしっかりと活用しながら、どうやって外にうまく発信していくかが大切なのかと思っています。

茂岩山のキャンプ場は、もう今、結構、人が続々と来ていて予約が埋まっているというような話も、昨日もちょっと上へ行ったとき結構泊まっていましたよね。このような時期からまだ寒いのに来ています。あれはやはり泊まった人が、SNSですとかいろいろなところで「ここは安くて、きれいでいいぞ」と発信していて、予約もなかなか取れないというような話も聞いていますから、そういういろいろなツールです

とか、あと全体的に今やはりイメージが一番重要だと思っていますから、そういういたところも含めて考えていかなければいけないと思っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 次の質問に移らせていただきます。

(4) の町長の広聴体制についての再質問でございます。

先ほどの質問で町長の答弁にもＳＮＳ等の話が出てきたので関連させていただきたいのですが、第5次総合計画に、これは町の計画になりますけれども、広聴体制のところにＩＣＴの活用というのが項目の一つとして入っておりました。

ＩＣＴというのは情報通信技術だと思うのですけれども、例えば今、町で考えられることとすれば、恐らくホームページで広聴活動をするとか、あとは町公式ＬＩＮＥ等で広聴されるのかなと思います。

町長個人ではフェイスブック等で、これは広報活動になるのかなと思いますけれども、そういういたところでいろいろな人からコメントをいただいているところも私は把握していますけれども、このＩＣＴの活用について広聴活動の上でどのように考えているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、ホームページですとかいろいろなところで情報発信をしながら、その返しで声をいただくこともあろうかと思います。

今、子育て世代の人に関しても、保育所でアプリがあってやり取りをしているところもありますし、そういういたところで、現状こういうことで困っているとか、いろいろなことも聞けるのではないかと思っています。

ただ、やればきちんとした回答が来るのかといったら、いろいろと誹謗中傷も含めて、どう考えてもこれはどうなのかというようなこともあるのは昔からで、ホームページでそういうのを受け付けてもなかなかうまくいかないというところも現状あるかなと思っています。

そういういたところも含めて、しっかりと検討しながら、今後、進めていかなければいけないかなと思っています。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 広聴活動というのは、基本的に言いたいことがあるとか、苦情があるので来たというような方も非常に多いのかなと思うところではありますけれども、やはり聞く場を設けるというのは非常に大事なことかなと思いますので、そこについてはしっかりと検討していただきたいと思いますし、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、赤ちゃん広場、わんぱく広場に頻繁に行くのはどうかという話がありました

けれども、私もそこはちょっと同感でして、ただ、年に1回程度でいいので、実情などを把握するということと、母親の方も特に何もないかも知れないけれども、強いて言うなら何かあるというような方も多いと思います。そういう方というのは、町民懇談会をやると言っても子連れで来るというのはなかなかないのかなと思いますので、そういった形でやはり広く意見を聞き入れる体制づくりをお願いしたいと思います。

最後の（5）の地域自主防災組織について再質問をさせていただきます。

先ほどの回答で、既に行政区6組織で地域自主防災組織が設立されているというお話をありました。

ただ、行政区と言っても基本的にこの自主防災組織の活動ベースは町内会になるのかなと思いますけれども、この町内会組織、私は行政区が十弗宝町ですけれども、この行政区はもう既に町内会が解散していて、なかなか自主防災組織を作りますと言っても、そもそも集まる機会がない、定例会等もやっていないので、こういったところでは、町長がおっしゃっている地域担当職員制度、地域担当職員の力が非常に重要なのかなと思います。

町内会が解散していないなくても、実情なかなか満足に行えていない行政区もあると思いますけれども、そのあたりのところについてはどのように対応されていくのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 4番目の話のところでもそうですけれども、結構、若いお母さん方が、町長に言ってよということでみんなの意見を聞いて僕に言ってくることもありますから、そういう意味ではいろいろなお話は聞いているというようなことかなと思います。機会はしっかりと、保育所にもよく抜き打ちで行っていますから、何をやっているのか見に行くとか意外とそういったこともありますので、しっかりと対応していきたいと思います。

自主防災組織についてですが、今もうない行政区はどうするのかという話ですね。議員が言われるとおり、十弗宝町ですと、十弗西区と、地域担当職員の担当が重なっているということがあります。

そういうところはやはり地域担当職員がキーになりますから、できる限り、地域の人との話し合いになると思いますけれども、十弗西区にしっかりと組み入れていただきながら、動ける人、高齢でなかなか援護が必要な方ですとか、いろいろな方がいると思います。そういうところは町としてもしっかりと把握しているところですが、そういう人も含めてどうしていくのか。

十弗宝町には議員が若々しくいるわけですから、そういうところも、ひとつ議員にもお願いしながらということになるのかなと思いますけれども、調整をしながら広

域的な形で含めていただくということになっていこうかなと思います。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 行政区の担当の職員割等も、戸数に応じた形で、それぞれの地域担当職員でそれぞれの区を担当するのではなく、複数の行政区を担当されているというような話も伺っておりますので、こういったところは町も実情を踏まえた上で設定されているのかなと思っております。

それぞれの行政区でいろいろな特性があると思うのですけれども、例えば市街地のほうですと、こういった自主防災組織は組織されていますけれども、参加の度合いと言いますか、どれくらい関わるのかというところも、それぞれの住む町内会員の参加の度合いといったところで、自主防災組織に関わる、関わらないという程度が変わってくると思うのですが、ただ、実際に災害となると関わっていかないといけないと思っております。

そういったところを日頃から、この組織の上でどういった形で参加の関心を高めていくのか、そして、それに対して地域担当職員制度はどのように関わっていくのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ただいま 6 組織ということでございます。

やれるところは年に1回、必ず伝達訓練をやってしたりですか、伝達訓練を電話でやってみてもうまくいくようで、うまくいかないということもあったりするようですが、そういったこともある程度できるようになれば、また違う形にということで考えられている自主防災組織があったり、それから、最近の設立したところであれば、避難するときにどういう行動を取ったほうがいいのかをしっかりと確認したいという要望も、人が集まったときにやってほしいという話もありますし、自主防災組織の中でそれいろいろなお考えがあるようです。

あと、年に1回、他の自主防災組織で講和などがあつたら、一緒に参加するですか、そういったこともあるうかと思っていますけれども、まずは住んでいる方の防災に対する意識の向上というのが一番大切だと思います。

最近、地震がよっちゅうありますから、そういった点では、だんだんと意識が高まつてくるのではないかと思います。そういった意味でも、この自主防災組織、設立するのは簡単です。もう出来ているところがありますから、規約を作つてやりましょうと、みんなが認めてさえくれば、すぐ出来ます。ただ、それを今度、どう運用するのかというのが一番問題なところですから、こういったところを、今度、地域担当職員、それと防災担当職員、それぞれ、そこだけに任せのではなくて、いろいろな

ことを協働してできる部分があると思いますから、そういう意味でしっかりと勉強させながら進めていきたいと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 自主防災組織の運用が一番難しいというところで、そこをしっかりと地域担当職員がサポートしていきたいというお話がありました。

今年から本格的にこの制度がスタートしたわけですけれども、このサポートについて、職員が頻繁に交代するような事態になってしまふと、なかなか地域住民もサポートを受ける上では安心できないのかなと思っておりますが、この地域担当職員の任期ですとか具体的なところについては、何か決まっているのでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおりです。

毎年人がコロコロ変わっていたら、誰にどう相談していいのか分からないですし、狙いとしては、地域だけではなく職員もきちんと地域のことを分かってもらうと、人も含めて分かってもらうというところが狙いでありますから、ある一定程度、枠組みや担当職員は変えないでやっていくことが必要だと思っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 地域の方々が安心できる形で進めていただきたいと思います。

最後の再質問になりますけれども、先般、大津地区での避難行動のタイムライン導入の報道がありました。先ほども町長がおっしゃったとおり、最近、地震が頻発しており、私も東日本大震災のときは仙台にいたものですから、そのときも結構、前日等に大きな地震があったので、少し構えている最近でございますけれども、こういったタイムラインのことについては、やはりリスクの高いところから率先して行うべきという考えを持ちますけれども、今後、このタイムラインの策定等、他の行政区においても水平展開をしていくのか。また、地震に限らず、我が町の場合は水害、洪水等もありますので、こういったところにも応用できると考えられますけれども、その対応についてはどのように考えていますでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今回、5月16日に大津地域で津波を想定したタイムラインということで、タイムラインの第一人者であります東京大学大学院客員教授の松尾先生をお招きし、地域の方と意見交換をし、講話いただきました。今後、どのようにやっていくのかというところを、皆さんとちょっと意見交換をさせていただきたいと思っているところでございます。

先般、私も東京に行ったとき、津波だけではなく、地震や豪雨災害など、これまで

いろいろな災害に遭われた自治体で、既に防災タイムラインを導入している自治体の首長が集まる中でいろいろな話をさせていただきました。

災害が発生したときに、行政、民間、そして地域の方が、それぞれどういった形で時系列的に動いていくのか。やはり地域の方がどういうふうにやっていくのかというのが、一番大切だと思っています。

そういう意味では、今回は、津波が発生したときを想定した防災タイムラインでしたけれども、やはりそちらと並行しながら、議員のおっしゃるとおり、地震や豪雨災害など、いろいろな災害についてもしっかりと、「それぞれの自主防災組織ができれば、こういった形になるよ」というのをきちんと示していかなければいけないと思いますし、うちの町はど真ん中に十勝川が走っていますから、西と東で行ったり来たりできないことも想定されますから、行政、民間、そして地域の方を含めて、しっかりと行動計画を取れるように対策していくというのが、今、私の考えているところでございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 以上で私の一般質問を終わります。

●中村議長 昼食のため、午後1時まで休憩とします。

午前11時51分 休憩  
午後 1時00分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を進めます。

一般質問を続けます。

通告順2、6番大崎英樹議員、ご登壇願います。

大崎議員。

●大崎議員 通告させていただきました内容としては、按田町政第2期目の執行に当たっての内容でございます。

過日、3日に按田町政の執行方針が提案されました。大半の豊頃町民は、按田町政2期目に対しての期待、1期目の4年間で進められた町政から、より一層味のある内容の町政が執行されるであろうという大きな期待であります。

したがいまして、今回、多くのまちづくりの按田町政の内容の中で、特に総合計画に基づいた持続可能な運営を進めるための内容で、具体的なものを示していただけるように期待しているということを、あらゆる町民の各層から、個別であっても申入れ、希望を聞いてくれと、こういう強い意思がありました。

したがいまして、町民の代表として、この執行内容の極めて具体的なものを町民全員に理解してもらい、そして協力をしていただく、あるいは支援をいただけるという内容のものがございましたら、この定例会の中で、最重点として、私はお聞きしたい

と考えるところであります。

ぜひとも、按田町政2期目の最重点的な内容について、夢ある内容、町民に分かるような内容をお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり総合計画に基づく持続可能な運営方策につきましては、定例会1日目の執行方針で申し上げさせていただきました。

第5次計画の基本構想に位置づけられている将来像の実現に向けた分野ごとの目標である5つの目標に沿って、本年度の方針や関連事業について述べさせていただきましたけれども、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に捉え、対応しながら、人口減少社会においても持続可能な行政運営を行う必要があると考えております。

今後とも町民と行政が相互に協力し、協働の理念に基づいたまちづくりを進めていきたいと考えています。

その中でも、今、議員から最重点に捉えているのは何かというお話がございました。そういう点であれば、私、今回の2期目に当たって一番強く言わせていただいたのは、やはり「町民の安心安全 命を守る」ということです。そういうところを含めますと、やはり防災・減災対策、これはもう1期目からの継続した対策、対応、事業展開というところでございますが、ここをしっかりと、2期目に形作ることを考えるのが第一かなと思っています。

その上で、やはり基幹となる一次産業をしっかりと守るというところが大事かなと思っていますし、当然のことながら、先程来ありました茂岩商店街の活性化というところも含めて、豊頃の活気を戻すというところにも力を入れながら、この2期目、しっかりと担っていきたいと考えているところです。

ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 非常に膨大な執行内容の中から、特に最重点というものについて、今、ご回答をいただきました。

これは今までに、それらについて行政政策の中で進めてきて、それが結果として、今、形態化されています。実績として形になってきているというプロセスのものもあるし、あるいは完結に近いものもあるし、そういうものについては評価いたしております。これは、町民、実際にその地域でそれらについての確認もされているということで評価は高いと思います。

しかし、私が考えるのは、当然のことだと思うのですが、自然災害ですか、あるいは町の過疎に対しての形骸された商店街とか、そういうことについてはあるのです

が、まちづくりの基本は、やはり、今朝ほども国が発表しましたように、人口減というものが常態化されているというふうにしか私は捉えていないのですが、その対策を、国もそうですが、道もそうですが、我が町もそうですが、人口減で少子高齢化ということについて同じ課題を抱えています。

しかし、これをクリアするためにどうしていいかということについての対策は、国も我が町もやっているのですが、議会に参加して30年近く同じ課題です。同じ努力をしているのですが、その解決が見えない。増えていないのです、我がまちの人口についても。

特に、今回の執行方針の中で、私は資料的に、数字的に見て、非常にこれは捉え方が違うのかなと思いましたが、75名も減っています、前年度から今年度にかけてですね。その中で、これから2期目の按田町政で、4年間、それを掛けてみてください。今の係数からいきますと、300人の人口減であります。

第2期目の按田町政の中で、このまま続いていきますと、4年後の令和10年には、同じ数字とは考えにくいですが、単純に計算しますと、豊頃町の人口が2,529名になってしまいます。これは非常に危機的なというか、憂いを感じたわけあります。

そして一方、6月の広報を見ますと、この広報では3月31日の数字であります。これは84名が減数になっています。

そうしますと、広報の数字が正しいのか、執行方針の数字が正しいのか、大きな差が出てきます。

広報の数字を基にして、このまま単純に84名ずつ減るという形になりますと、令和10年では2,493名になります。

調査の日にちはそれほど離れておりません。3月31日と4月。執行方針は令和7年4月の数字で挙げています。

この誤差を私は指摘しているわけではありません。今後の按田町政の2期目の4年の中で、これを逆に増やせるという方法はないのかと。減るのではなくて、増やすという方策が、私はあると思います。

私は指摘をするとか、これに文句をついているわけではありません。この逆の数字にできないかということを考えていけないのかなというところをお聞きしたいわけです。

ひとつ、その辺の確認の数字については、町長、どういうふうに捉えていただけますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 この人口減少問題は、うちの町だけなく、いろいろな市町村含めて喫緊

の課題であるのは言うまでもないところでございます。

議員がおっしゃったとおり、今朝ほどの新聞にも合計特殊出生率ということで、全国で1.15、北海道では1.01という話がございました。

それだけ過去10年から見ても、そういったところが全く改善されず、下がってきているというのが本当に見られ、若干ショックを受けるような数でもございました。

そのようなところで、先ほどの数字の話ですけれども、それについては、3月31日付と4月になってからの数字の誤差なのかなと思っています。

どうしても転入転出の絡みがありますから、そういった数字の違いというのは出てくるのかなと思っていますけれども、ただ、やはりこのまま単純に4年後という話であれば、議員がおっしゃったような形になってくるのは否めないというところです。

そういったことにならぬよう、実際、今年度にはまちづくり総合開発計画の中期の年に当たりますから、10年の計画のうちの5年で見直すというところになってきます。そういった中では、今後の5年間の計画の見直しというところで、どうやっていけば人口減少を食い止めるような施策が有効なのかというところもしっかりと検証させていただきながら、計画の見直しに盛り込んでいくことが一番大切なのかなと思っています。

人口増に持っていくような対策というのは、なかなか簡単なことではないと思っています。ただ、この減り幅をどう小さくしていくかというところは様々な施策を充てれば何とかなっていくのではないかなと思っています。

先ほど合計特殊出生率の話をしましたけれども、今朝ほども私のところに出産祝い金の決裁が上がっていました。2人目や3人目のお子さんが生まれた方もいらっしゃいます。そういった意味では、前からお話をさせていただいているとおり、年間に生まれる子どもの数は、それほど毎年変わっていないわけです、これまで。そういったところはしっかりと守りながら、亡くなっていく方はもう仕方ないとしても、どうやってそこの減り幅を減らしていくかというのを、どのように対策すればよいか大体分かっているところでございます。

やはり外から入って来ていただく人を何とか増やしていくところが一番なのかなと思っておりますので、そこを、これから知恵を絞りながら考えていかなければいけないと思っている次第でございます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 同じような理解をしている答弁の内容も一部あります。

先ほど冒頭に話しましたが、日本国全体もそうですが、本町も同様に人口減少が進んでいます。その中には死亡による自然減もあるでしょう。

そういうことに対する引き算をしますと、当然、これは人口減になっているというのがこの二、三十年前からの推移であります。

ですが、私は、このことについて悲観的に考えるのではなく、何か対策、方策、言うなれば、どこからか人を寄せるということが何かできないか、極めて具体的なものとして一つの例を申し上げます。

これは、人口減ばかりではなくて財政の確保ということもなければ、町全体の潤い、あるいは持続というのはまず難しいというのが、中小企業の考え方なのです。

それから広報、これは皆さんのが関心を持って見ててくれています。これは令和5年度の決算の数字ですが、基金という貯金と借金という町債の金額もそれぞれ町民一人当たり200万何某で出ていますが、貯金から借金を差し引くと、町民一人当たり赤字ですよね、一人あたり72万円、家族二人ですと144万円の借金ですか、単純にいいますと。

このことについての確保をどうするかというのは、私は、過去に、もう11年を迎える前に、財政的に世界一、日本一の茂岩山のソーラーの企業が例にあるではないですか。直接的に、間接的に、私はこれに関わりました。11年目になります。

エスフーズの養豚施設は7年になります。これだって日本一の畜産、飼育の生産、六次化の企業です。

豊頃だからできたのではないか。豊頃の特徴があるから、この2社はここに定着したのです。雇用はそれほど大きくないですが。

私は何も悲観していないし、情報はたくさんあると思います。私自身も個人的にあります。豊頃オンリー、豊頃一番ですと言ってもらえる企業を私の中では捉えています。もうノミネートしている企業もあります。検討中のやつもあります。いろいろな業種です。この豊頃でないと駄目だという企業です。

そういうものの情報を共有しましょうというのが、町長一人の責任ではありません。こういうものを、我々議会も、議員各自も、町民の有志も、そういうもので我が町の特徴を活かした企業誘致をするという運動、作業、努力をしなければいけないと私は思うわけです。こういう考えについて、町長はどうお考えでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、やはりこのままでは増えていかないところであります。

そう考えると、外から人を入れる。単純に呼び込むと言っても、先程来ありましたいろいろな制度ですかとか施策などで人を引き入れるというところもございますけれども、一番は何かと言うと、町民からも言われます、働く場所があればという話をですね、いろいろなアンケートを取ってもそうですし、いろいろなところから豊頃のこと

を思いやつていただいている方、東京豊頃会へ行つていろいろな方と話しても働く場所はあるのかとか、人が来るような受け皿があるのかといった話になります。そうでないと、町は結局、最終的には潤わないだろうという話もされることがございます。そういうた話になったとき、実際、目の前を見たときに、そういうところが今のところはないですという話しかできません。

ただ、議員のおっしゃるとおり、そういうた我が町としての可能性が今後あるようなことがあれば、当然のことながら、私も精力的に企業の方々ですとか、お考えのある方と前向きにお話をていきたいと思いますし、その中で、我が町で実現できるのかどうかというところも含めて、しっかりと協議を深めながらやっていきたいという気持ちはございます。

今後、議員のおっしゃったとおり、いろいろなところがあるという話もありましたから、そういうた話も出てくるのかなと感じているところですが、そういうたときは町の将来を考えながら、真摯に対応していきたいと思っている次第です。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 非常にそういう点では、安心したのではなくて、やはり同じ悩みを持ちながら、町長も日々そういうことで悩んで努力しているということは、もう私は重々承知しています。

ですから、ぜひともこの機会に、2期目に何らかの新たな我が町の企業誘致をもって、この雇用が100人か200人になるかならないかは別です。しかし、人がいなければ企業は動きません。企業が来れば税金が落ちるではないですかという常識的な考え方を持って、オールスタッフでいろいろと情報を収集しましょう。そういう意欲を2期目の按田町政に注入したいという私個人の考えがありますが、「いや、大崎、勝手にやれ」というようなことを言う人もいるかもしれません。そういう意見があつてもいいと。

しかし、我が町に生まれて、我が町に育つて、今こうやって町長と議論をする。こういうものが私の情熱だと捉えていただいて、これから与えられた任務の中で、町民が喜んでくれる内容の町づくりにしていくということを、オール町民でこのことを標榜しながら進めていくことについて、私は期待を持っていきたいと思っております。

そういうことで、この方針の中の人口減をどう、他の町はどうであっても、「豊頃だけは、やはりやつたな」というところの証をつくつていこうという考えを、もう1回、町長の強い意思をいただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 もう議員が熱く語つていただいたというところもあります。

しっかりとそこを、他の町に勝つとか負けるとかということではなく、やはり豊頃という町の特色、他にはないところがたくさんありますので、そこをしっかりと前に出しながら、我が町でしかないような形を、私も職員と一緒に考えながら、前向きに向かっていきたいなと思います。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 次の（2）です。

これは（1）と関連するわけですが、この件について、本当に直近の情報として私は挙げさせていただきました。

北海道が、国に対してA Iというものの先行地域指定にしてほしいということをメディアで発表しましたし、また、国の中の情報ではそういうものについてもう既に到達していると思いますが、その一つとして、私なりの調査の判断の中に、豊頃町もこの条件に合う場所があるというところを確認してまいりましたので、そういうものについての勇気と、それから決定と、進む行動力を、ぜひとも道を通して手を挙げていくぐらいの意欲が必要ではないかなというところの考え方を、町長にお示しいただきたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今回のA Iの先行地域指定の要請という話でございます。

北海道から国に対して、こういった要請をしたという話でございますけれども、内容については具体的に示されていないので、どういったことが具体的にあるのかというのは承知していないので、私からそのことについて申し述べるということは現状ないわけですけれども、ただ、先般、十勝圏活性化推進期成会の中でも、データセンターの誘致というのを十勝でやつたらどうかと言う委員がいたという話も聞いています。

そういう中では、やはり今、メインで進んでいるところは道東圏ではなく道央圏で、北海道は広いわけですから、道央圏以外でできることというのは、再生可能エネルギーの電力を使うとか、いろいろな意味でこの道東地域でも可能性があるのではないかというところは、私も思います。

ただ、実際、豊頃が適地なのかどうかというのは、議員の調査の中ではいろいろとそういうところもあるという話ですが、私のところにまではなかなか耳に届いてきていませんから、ここはどういった状況なのかというのをしっかりと把握させていただきながら、時期的には今後の展開ではないのかなと、今すぐ手を挙げてという話には、なかなかなりづらいところなのかなと思っています。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 現段階ではその程度の内容として理解しているというところで、私自身認識しますが、少なくともこれについては、北海道179の市町村の中では今、十勝圏活性化推進期成会の中で意見が出ていると聞きました。

しかし、その前の段階で、その発言している人はどうか分かりませんが、少なくとも本町の地方創生戦略としてマッチングするという将来図を、大崎個人で感じています。

そのためには、一生懸命、産学官金でこれらについて協議をしていくべきだという内容を提示したいと思います。

若者の参加型、あるいは新規就業型、あるいは移住者の受け入れ環境がベストな環境にあるのは豊頃ですと、私は自信を持って私たちの故郷を感じ取っております。

ですから、これについては早急に情報収集と、判断と検証とアクションというものが必要ではないかなというのが、この4年の間の按田町政の大きな宿題であり、大きな宝物になるというところを、私は自信を持って進めていただきたいという考えをしていますが、最後にその考え方を聞いて質問を終わりたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いろいろな産業がございますが、そういういた様々な産業を含めて、フィールドは我が町にはあると思いますので、どういったところが一番うちの町に合っているのかとか、またこちらからいろいろな企業にモーションをかけるということもありますけれども、やはり選んでいただくということも必要なことなのかなと思っていますから、そこはしっかりと遅れないように、アンテナをきちんと張り巡らせて対応できるように考えてまいりたいと思います。

いずれにしましても、やはり相手のいることありますし、仮にそういう話が来たとしても、1年、2年ですぐバンバンとできるということでも、これから先のこういったいろいろな意味で、工場を建てるとか言ったら簡単ですけれども、そういうことにもなってこないと思います。

そういう意味では、年数がかかっても深められるところはしっかりと深めながら話合いを続けてまいりたいと思いますから、まずはそういう企業、そういう方々に町に訪れていただいてお話を聞いていただく、また機会があればこちらからも出向いて話を聞くということを心がけながら、この4年間のうちに何か一つでも、というところは感じているところあります。どうぞよろしくお願ひいたします。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 以上、終わらせていただきます。

●中村議長 これで一般質問を終わります。

## ◎ 意見書案第2号

●中村議長　日程第9　意見書案第2号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●岩井議員　意見書案第2号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規。同上、後藤孝夫。同上、小笠原玄記。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害な

ど森林被害の対策、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第3号

●中村議長 日程第10 意見書案第3号 国内農業を犠牲としないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●岩井議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。提出者、豊頃町議会議員藤田博規、同上、後藤孝夫、同上、小笠原玄記。

国内農業を犠牲としないことを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国内農業を犠牲としないことを求める意見書。

近年の農業情勢では、世界人口の急激な増加や気候変動による農地の損失・農業生産の減少が進むなど食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢

の不安定化のほか、円安なども相まって、燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりが続いている。このため、農業者は厳しい経営状況から食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来にわたって国民に食料を安定供給することは困難な環境下にある。

そうしたなか、米国による自動車などの追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものではない。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が4月16日から始まり、6月の合意を目指して協議が進められているが、米国側からは米の市場開放やジャガイモ・牛肉などの検疫措置の緩和などが求められたとしている。これに対して、政府は中国との報復関税で行き場を失った米国産の大豆やとうもろこしの輸入拡大などを交渉材料に、自動車などの追加関税の撤廃等を求めるとの報道もされていたが、米中両国が追加関税の引き下げなどの暫定措置を発表するなど、米国関税措置は混迷を深めている。

我が国においては、改正食料・農業・農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時からの食料安全保障の実現に向けて新たな基本計画を今年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることは、さらに国内農業の生産基盤の脆弱化を招くことが危惧される。

については、日米関税交渉において、食料安全保障の観点に立ち、国内農業を犠牲にした交渉は行わないよう、下記事項を要望する。

記。

1、WTO協定等の違反である日米関税交渉において、自動車やアルミ・鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大・関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。

2、新たな食料・農業・農村基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり決定しました。

◎ 意見書案第4号

●中村議長 日程第11 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番大谷友則議員。

●大谷議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹、同上、杉野好行、同上、後藤孝夫、同上、小笠原玄記。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められている。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握す

るとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2、地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。

3、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性のは正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

5、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

6、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後、採用しないこと。

7、会計年度任用職員においては今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早急に廃止すること。

9、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な減額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DX化にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

10、地域の活性化にむけてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目

に位置付け、一層の施策充実をはかること。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

12、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助）。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第5号

●中村議長 日程第12 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番大谷友則議員。

●7番大谷議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員大谷友則。賛成者、豊頃町議会議員大崎英樹、同上、杉野好行、同上、後藤孝夫、同上、小笠原玄記。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において35人以下学級が実現することとなり、2026年度からは中学校も引き下げられる方針が示されているが、高校については依然として「検討」とどまっている。

今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制および35人学級実現等の教職員定数改善が5,827人であるのに対し、自然減などにより8,803人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増していく必要がある。

2024年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.66パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.59パーセント（5.7人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、過去最高を記録している。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に内容が難しくなるとともに、教科書の頁数が増え子どもたちの負担になっていることが指摘されている。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、教育予算の確保・拡充、就学補償の実現をはかるよう以下の項目について意見する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請する。

2、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

3、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

4、小中高「30人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

5、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 意見書案第6号

●中村議長　日程第13　意見書案第6号　2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員　意見書案第6号。

提出者、豊頃町議会議員岩井明。賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、同上、後藤孝夫、同上、小笠原玄記。

2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法25条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年に引き上げた50円で、常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況である。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2025年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を構ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,126円」を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。  
提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。  
以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。  
これから意見書案第6号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第14 議員の派遣を議題とします。  
議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。  
職員に文書を朗読させます。  
山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。  
次のとおり、議員を派遣するものとする。  
記。

1、北海道町村議會議長会主催議員研修会及び江別河川防災ステーション行政視察。

目的、議会の活性化に資するため。  
派遣期日、令和7年7月8日（火）から同月9日（水）。

派遣場所、札幌市、江別市。  
派遣議員、全議員。

2、北海道町村議會議長会主催議会広報研修会。  
目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。  
派遣期日、令和7年8月18日（月）から同月19日（火）。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員会委員4人。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任  
願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議  
員を派遣することに決定しました。

### ◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●中村議長 日程第15 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議  
題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第7  
5条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管  
事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとお  
り、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とす  
ることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

●中村議長 日程第16 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

( 異議なし )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

### ◎ 閉議宣言

●中村議長 これで本日の会議を閉じます。

### ◎ 副町長の退任あいさつ

●中村議長 次に、菅原副町長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

●菅原副町長 議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

6月19日をもって退任いたします。

私は、昭和53年に当時100名を超えていた大津小学校事務職員から、教育委員会社会教育主事にと採用いただきました。以来、47年3か月、常に公平平等な職員でありたいと心に思い勤めてまいりました。

平成16年に教育長として選任をいただいて以来、教育長として13年3月、副町長として8年間務めさせていただきました。この間、この重大な職責を務めてこられましたのは、歴代町長、議会議員の皆様、教育委員会委員の方々、そして町民の皆様のご指導、ご支援をいただけたからこそであったと、改めて痛感している次第でございます。

特に、按田町長1期目の力強いスタートを補佐役として勤めさせていただきましたことは、町の代表である町長の方針の具体化について、職員とともに様々な課題、困難を解決しながら進めていくという、得難い経験をさせていただきました。改めて深く感謝申し上げます。

私は、大津に始まる豊頃十勝の歴史と、現在の豊頃町が持っている様々な条件や資源、可能性は、これから豊頃の持続と発展を約束していると常々思っております。

今後も豊頃町の持続と発展を信じ、微力を尽くしてまいります。引き続いてご指導、ご講義を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、今定例会で山田局長の副町長就任を同意いただきました。山田副町長へのご指導、ご支援を、私に倍しまして賜りますようお願ひ申し上げ、十分に意と尽くすことはできませんが、退任のごあいさつといたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

( 拍手 )

◎ 閉会宣告

●中村議長 これをもって、令和7年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 2時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

署名議員

署名議員